佐賀県建築審査会包括同意基準

1 趣旨

この基準は、建築審査会の同意が必要な建築許可に際して、公益的なもので、かつ、周辺への影響が軽微な建築物について、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得ること(以下「包括同意」という)を定めて、許可の手続きの迅速化を図るものである。

2 適用の範囲

この基準は、既存不適格建築物や既に許可を受けた建築物(以下、「既存不適格 建築物等」という。)において増築、改築及び移転(以下「増改築等」という。) 並びに大規模の修繕及び大規模の模様替(以下「修繕等」という。)を行う場合 で、次の建築許可に限り適用する。

- (1) 第55条第3項第1号及び第2号の許可(低層住居専用地域の絶対高さ)
- (2) 第56条の2第1項ただし書きの許可(日影規制)

3 包括同意の基準

包括同意を適用する許可については、次の基準に適合すること。 (共通基準)

- (1) 既存不適格建築物等に係る部分の建築物の高さの増加がないこと
- (2) 既存不適格建築物等の増改築等の場合、
 - イ,増改築等に係る部分は、基準時又は許可時の延べ面積の2割以内で、かつ、 高さが10m以下であること
 - ロ、増改築等を含んだ複合日影において法 56 条の2第1項の日影時間が増加 しないで、かつ、増改築等に係る部分だけでも法 56 条の2第1項の日影 時間に適合すること
 - ハ,増改築部分の外壁は、敷地境界線から1.0m以上離すこと (施行令135条の5の制限の緩和に係るものは除く。)
- (3) 修繕等の場合は、建築物の外観形状の大幅な変更を伴わないこと (個別基準)
- (4) 55条3項1号の許可にあたっては、都市公園等の区域内にある建築物で 公園施設又は運動施設等の用途であること
- (5) 55条3項2号の許可にあたっては、建築物の用途は、学校、神社、寺院等であること

4 建築審査会の同意

特定行政庁は、この包括同意の基準に適合している建築許可申請については、 既に建築審査会が同意したもの(以下、「包括同意」という)として、許可するこ とができる。

5 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意により許可した場合は、許可の直後に開催される 建築審査会へ別添様式により報告するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月13日の建築審査会にて包括同意